

## 第 190 回川越市都市計画審議会 会議録

※以下は当審議会における「川越市都市計画マスタープランの改定について」に関する審議内容のみを抜粋したものです。

### 第 187 回議案第 1 号「川越市都市計画マスタープランの改定について」

議案説明 資料：川越市都市計画マスタープラン改定原案

#### 質疑

(委員) P.43 土地利用の方針図において、前回は第 4 次総合計画によるもので、今後検討により修正予定という注意書きのもとで提出されていた。今回のこの方針図作成にあたってどのような検討がされたか。

併せて土地利用の想定箇所、前回は想定箇所の記載のみだったが、今回は想定箇所として、公共施設等、産業系、あるいは土地利用検討箇所の 3 種類に分かれている。この分けた理由等についても教えてほしい。

(担当課) 昨年度に産業振興課で産業適地に関する業務委託をした。産業系の場所について、検討調整会議等で位置づけた場所を選定し、庁内での土地利用検討会議で議論した箇所を載せている。この色分けの部分、産業系の青色箇所については、ある程度すでに土地利用等が進んでいて、今後整備や拡張などを考えていかななくてはならない箇所である。緑色の方も総計と連動して、公園整備基本計画等の「水と緑の位置づけ」となっており、推進を図っていく箇所である。ピンク色の箇所について、先ほどの産業振興課の業務委託で位置づけられた箇所と既存の総合計画の箇所に丸がついている。この箇所は将来的に実施するしないを検討し、場合によって削除もあり得る。熟度が深まれば、青や緑になり、市として推進していきたいと考え、今回この 3 つに分けている。

(委員) P.32 「(2) 将来都市像」のキャッチフレーズ、「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」とあり、これを目指して都市計画があると言って良い。しかし、これを読んだときに「魅力があふれ」のところで、何の魅力なのかと引っかかり、読むのが止まってしまった。「人がつながり、誰もが住み続けたいまち 魅力あふれる 川越」や「魅力あふれるまち 川越」の方がとても納得いく。

また、「誰もが住み続けたいまち」を住み続けたいまちの願望を書くのではなく、将来像なので「誰もが住み続けるまち」など断定的に書いた方がきっちりと将来像の川越が見えるのではないか。

(担当課) 総合計画のキャッチフレーズがぴったりくると思い、選定した。総合計画と同一

とするかを含め、今後検討したい。

(委員) P.43 土地利用の方針図と P.87 本庁地区の「5. まちづくりの方針図」を見比べたときに、前者の赤い道路は「赤い線は整備中または未整備路線」という位置づけ。後者、西郵便局あたりの川越北環状線、東側の国道16号の手前辺りにも赤い線があり、関係性がよくわからない。都市計画道路というか、赤色の整備路線について、説明してほしい。

(担当課) P.43 赤い線について、都市計画道路を整備している、工事中という意味。ただ、作成のベースとなっている図面が総合計画策定時のもので、現状、一部整備が終わり、黒色になっているべき箇所もある。例えばロジャースから西郵便局にかけての川越北環状線については4車線化の整備に着手しており、そこは赤色で変わらない。しかし、南古谷駅の北側から少し西にかけて赤くなっているが、既に整備済みであるために全体的に見直す。

(委員) P.43 土地利用方針図について、ピンクの丸の土地利用検討箇所の選定、この場所を選定した理由について伺う。

(担当課) 去年度に産業振興課で土地利用、産業立地の場所の選定を業務委託し選んだ箇所と総合計画策定時から引き継いでいる箇所が主。したがって、まずは産業立地で道路や排水など、色々と点数付けをして選び、二次選定で残った11箇所をここに反映した。既存の総合計画、土地利用について将来的に考え、土地利用等検討箇所として載せている。

(委員) 農振地域に産業立地選定箇所が8箇所ある。川越に事業所や工業団地など大きな産業立地をしたいという要望があつてのこと。農家からはもう離農したい、だから大規模な土地を工業団地にしてほしい話もある。そういった農家もたくさんいる中で、今後この土地利用検討箇所が推進箇所に変わるのだろう。しかし、なぜそこが選定されたのか、内外に納得性をもって説明できなくてははいけない。市全体の方針と整合性の合わない選定箇所が業務委託で選ばれているとはいえ、都市計画マスタープランにこの検討箇所を掲載する、という判断は市が行う。もう少し絞った方が良いのではないか。なぜならば多くが農振地域であるから。そのため、地域の要望なり色々あるかもしれないが、もう少し精査できないか。

(担当課) 産業系、商業系だけでなくても良い。周辺の農業法人や企業が新たに農業のことをやりたいという箇所でも良い。土地改良の相談もある。インフラ、近隣の住宅地

の状況、土地のある程度の面積など様々な選定条件の中で選ばれた箇所なので、今後検討していき、落としても良い。今後庁内で議論しながら進めていきたい。

業務委託の中で一定の基準をいくらか設定して、これらの地域について統一的な基準のもとに設定をした。それを踏まえて、庁内での検討会議を経て、この結論に至った。その庁内検討会議で、いくつかの基準は候補となる土地の中で、現状住宅地が既に形成されている、商業地になっているといった都市的な利用が図られていない箇所で、災害リスク、インフラの整備状況、併せて産業系のものが来るのであれば、従業員の公共交通のアクセス性といった、いくつかの基準に照らして評価をした上で選定している。

(議長) 改定スケジュールをみると、今後国と県の調整、それからパブコメを6月ぐらいということは、やはり来月に原案を完成させる必要がある。時間的制約があることから、ほかに意見がある場合、ゴールデンウィーク前ぐらいまでに事務局へ意見を届けてほしい。

審議結果：継続審議